

園名	園児名	歳児	生年月日	平・令	年	月	日
	園児名	歳児	生年月日	平・令	年	月	日
	園児名	歳児	生年月日	平・令	年	月	日

出産に係る退園・継続確認書

提出日 令和 年 月 日

母子手帳の表紙と出産日が書かれたページの写しを添付し、下記の保護者記入欄に記入のうえ提出してください。

【保護者記入欄】

出産予定日 (出産日)	令和 年 月 日	今後の就労計画	就労先で定めている育児休業期間(最長3年)もしくは1年半以内	
			<input type="checkbox"/> 就労する	<input type="checkbox"/> 就労予定なし
産前産後及び育児休暇取得予定期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
仕事復帰予定日		令和 年 月 日 から		

※1年半を超える育児休業を取得する場合は就労証明書を添付して下さい。

添 付 箇 所 (のりで貼ってください)

【子ども子育て課記入欄】

出産日	令和 年 月 日
-----	----------

就労先で定めている育児休業期間(最長3年)もしくは1年半以内に就労予定のない場合

退園月	令和 年 月
-----	--------

就労先で定めている育児休業期間(最長3年)もしくは1年半以内に就労する場合

育休終了月	令和 年 月
保育に欠ける書類提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
退園継続確認	<input type="checkbox"/> 退園(年 月) <input type="checkbox"/> 継続

【裏面】

注意事項

- ◆就労先で定めている育児休業期間(最長3年)もしくは1年半以内に就労予定のない場合は、出産月の3ヶ月後に退園となります。(出産月の3ヵ月後の末日まで)
- ◆継続して入所する場合でも、優先度によって退園となる可能性があります。
- ◆出産を理由に退職した場合は、1年半以内に就労する見込みであれば、出産予定日から1年半までは育休と同じ扱いとします。
- ◆就労先で定めている育児休業期間(最長3年)を超過し復職しない場合や、一度退職をして新たな就労先を1年半以内に見つけない場合は退園となります。
- ◆産休・育休で上の子を入所させている期間中及び1年半後(最長3年後)に、出産した子を入所をさせたい場合、就労証明書が必要となります。求職中では上の子は退園となります。
- ◆1年半を超える育児休業を取得される場合は就労証明書(育休期間の記載が必要)の添付が必要となります。
- ◆仕事復帰される時は、就労証明書等の保育に欠ける証明書を提出して下さい。
- ◆「妊娠・出産」で入園の場合、空き状況を確認し空きがあれば入園可能です。出産予定日の2ヵ月前の初日から、出産月から3ヵ月後の月末の期間内最長6ヵ月間でお預かりします。

問い合わせ
子ども子育て課(さざんか内)
電話 23-0075